

平成24年度埼玉県清掃行政研究協議会調査研究事業
報告書

平成25年3月

埼玉県清掃行政研究協議会

内容

第1章 調査研究事業の目的.....	1
第2章 調査研究のテーマ及び実施方法.....	1
1 調査研究のテーマ.....	1
2 調査研究の実施方法.....	2
第3章 調査結果.....	3
1 県内における処理困難物の取り扱いについて.....	3
(1) 処理困難物の指示又は協議を促す規定をもつ条例・規則・要綱等.....	3
(2) 処理困難物の受け入れについて.....	6
(3) 処理方法.....	19
(4) 手数料について.....	21
2 剪定枝のリサイクルについて.....	23
(1) 剪定枝のリサイクルをしているか?.....	23
(2) 剪定枝の処理実績及び開始時期について.....	24
(3) 剪定枝のリサイクル施設について.....	24
(4) 剪定枝のリサイクルを進めることによる効果及び課題.....	26
(5) 剪定枝のリサイクルをしていない場合、今後どう考えているか.....	27
(6) 他の団体における先進事例.....	28
3 入居型老人福祉施設から排出される廃棄物の取り扱いについて.....	40
(1) 入居型老人福祉施設からでるごみの家庭ごみとしての収集.....	40
(2) 入居者が個人的に持ち込んだ物の収集区分.....	41
(3) 入居者が個人的に持ち込んだ物の取り扱いについての条例・規則・要綱等.....	41
(4) 入居型老人福祉施設から排出されるごみの実務上の取り扱い.....	44
4 安定的なし尿収集のための計画について.....	46
(1) 国の制度.....	46
(2) 埼玉県内のし尿収集の現状.....	49
(3) 埼玉県内における対応の現状.....	50
(4) 他の団体における参考となる対応事例.....	52

資料 アンケート調査票

第1章 調査研究事業の目的

埼玉県清掃行政研究協議会は、埼玉県内の自治体（63市町村、20一部事務組合）で構成され、廃乾電池や廃蛍光灯、また、焼却炉から発生する焼却灰・ばいじんのセメント資源化処理など、広域で対処しなければならない事業や、ごみ処理施設やし尿処理施設における不慮の事故や災害時の一般廃棄物処理に係る広域的な相互応援に関する事業を実施しているとともに、廃棄物処理に関する諸問題の解決のため、各種の調査研究事業を実施している。

調査研究事業については、これまで20年以上にわたり、ごみ処理・し尿処理・災害廃棄物の分野で実施してきた。常に変化しつつある社会経済情勢のなかで、廃棄物処理の適正な処理に求められる技術・情報も変化しており、これまで以上に、第一線でごみ処理の現場を担当する自治体にとって必要な情報を提供していかなければならない。

こうした観点から、本年度は、近年、自治体の間で情報の整理のニーズが高い4つのテーマについての調査研究を実施した。

第2章 調査研究のテーマ及び実施方法

1 調査研究のテーマ

本調査研究では、以下の4点をテーマとして実施した。

（1）処理困難物の取り扱いについて

自治体は、一般廃棄物の適正な処理についての責務を負っているが、爆発性・可燃性があるものや、破砕が困難であるものなどについては、処理困難物に指定して、収集や受け入れをせず、排出者自身でそれを購入した販売店や処分業者に処理を依頼するように指導している場合が多い。また、自治体が収集していたり、搬入を受け入れていたりする場合、通常の廃棄物より処理・処分に費用がかかることから、品目別に処理手数料を徴収している場合もある。こうしたことから、県内の自治体における処理困難物への対応の現状について把握した。

（2）剪定枝のリサイクルについて

生ごみなどを含む有機系廃棄物のうち、剪定枝については悪臭が発生しにくく、比較的リサイクルに取り組みやすいといえる。県内でも複数の自治体が、剪定枝のリサイクルを実施している。

本調査では、県内自治体の剪定枝のリサイクルの実情を把握し、既に取り組んでいる自治体については、その効果・課題を把握し、今後導入を検討する自治体の判断に資する情報を把握した。

(3) 入居型老人福祉施設から排出される廃棄物の取り扱いについて

一般廃棄物の処理責任は、家庭ごみであれば自治体が収集することが原則だが、事業系ごみであれば、その廃棄物を排出した事業者が自らの責任で処理することが原則になる。

入居型老人福祉施設に居住する入居者が個人的に持ち込んだものが廃棄物となった場合には、家庭ごみにも事業系ごみにも解されるため、自治体によって取り扱いが異なっていると考えられる。こうしたことから、今後の取り組みについての検討の参考とするために、現状において、どのような対応をしているかについて把握した。

(4) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（第3条）にかかる計画策定状況等について

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(昭和50年)は、下水道の整備がし尿処理業者に与える影響を緩和し、経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を盛り込んだ「合理化事業計画」を自治体が策定できるとしている。

「合理化事業計画を」策定した自治体数は、全国的にも伸びておらず、県内で計画を策定している自治体も多くないと考えられる。こうしたなかで、し尿収集事業者の経営の安定化及び収集体制の維持のために、現状を把握し、行政からどのような支援が行われているのかを把握した。

2 調査研究の実施方法

この調査研究は、埼玉県清掃行政研究協議会の全会員に対してアンケートを送付して実施した。また、その他必要な情報については、国・自治体等に情報提供を求めてとりまとめた。